

告 示

埼玉県告示第百六十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量、地上レーザ測量、三次元数値図化、航空レーザ測量）

三 作業地域

荒川上流河川事務所管内（さいたま市（西区、桜区、南区）、川越市、熊谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、毛呂山町、滑川町、川島町、吉見町、鳩山町、寄居町）

四 作業期間

令和四年二月二十八日から令和四年三月三十一日まで